

# アイチケット・レンタルサービス重要事項説明書

## 契約に当たっての重要事項

### ✓最低利用期間と自動延長

- 最低レンタル契約期間は引渡日の属する月の翌月 1 日から起算して 24 ヶ月とし、ご連絡の無い場合は自動更新になります。

### ✓月額利用料及び支払い方法について

- 月額レンタル料は当社が決めた額になり、iTICKET Cloud の月額利用料に加算して iTICKET Cloud の月額利用料の支払い方法でお支払いいただきます。
- 課金はレンタル商品の引渡日の属する月の翌月 1 日から開始します。

### ✓モバイル端末レンタルサービス契約について

- 本重要事項説明書は通信回線付きのモバイル端末レンタルを対象としていません。モバイル端末レンタルサービスをご利用の場合は「モバイル端末レンタル契約」をお申し込みください。

## レンタル契約に関する重要事項

### ✓レンタルサービスについて

- 問い合わせ対応（ヘルプデスク）は、アイチケットカスタマーセンターで承ります。
- 解約違約金は、最低利用期間経過前での解約の際に必要となります。解約の際はご希望日の前月末日までにお申し出ください。
- レンタル商品は解約日から 1 週間以内にご返却ください。
- 返却先は、アイチケットカスタマーセンターです。

### ✓レンタル利用時の注意事項

レンタル商品の引渡し後は、当社の指示又は取扱説明書等に記載の用法に従い、善良なる管理者の注意をもって本件レンタル商品を使用管理してください。

- レンタル商品を第三者に対して一時的な貸与、転貸、転売、譲渡、質入等の担保設定その他一切の処分は禁止です。
- レンタル商品に添付された調整済みの標識（ラベル）等を除去、汚損しないものとします。
- 承諾なしにレンタル商品を改造、分解、並びに修理しないものとします。
- レンタル商品は、日本国内でのみ使用することとします。国外での使用は禁止です。

### ✓レンタル保守サービスに関する重要事項

本サービスは、レンタル商品を毀損した場合にかかる費用が無償となります。レンタル契約申込みと同時に下記の保守サービスが付属しています。

- レンタル期間中のレンタル商品を毀損した場合、時期にかかわらず、約款に記載された「毀損の場合における損害金（上限額）」が無償です。
- レンタル商品を毀損した場合にかかる費用は無償となりますが、交換や設置等にかかる作業費は月額レンタル料に含まれません。

ただし、契約者の故意または重過失によって生じた故障、盗難、水漏れ、全損等の場合には、提供義務を免れるものとします。

その他の免責事項の詳細については、「アイチケット・レンタルサービス契約約款」を参照ください。

### ✓個人情報保護に関する重要事項

- 当社のプライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報を約款に定める目的の遂行に必要な範囲において利用するものとします。目的の詳細は「アイチケット・レンタルサービス契約約款」をご参照ください。

私は、上記の重要事項説明書の内容について同意します。 自署（サイン） \_\_\_\_\_